

農林業就業促進対策事業が始まります。

農林業者が就業希望者に対して実施する実践研修等に要する経費を補助することにより、将来の農林業の担い手を確保し、円滑な就業を支援します。

交付要件

【事業者】

- ・ 就業希望者に対し、1日6時間以上の研修を3箇月以上継続して実施すること
- ・ 労働者災害補償保険に加入していること

【就業希望者】

- ・ 研修終了後も継続して就業する意欲がある者
- ・ 農林業への就業に適した健康状態であり、原則として50歳以下の者
- ・ 農林業を営む団体の代表者若しくは役員又は農林業者の3親等以内の親族でない者
- ・ 研修期間中に、他の同様の研修を受講していない者

交付内容

- ・ 実施指導等に要する経費（研修費）
1日当たり4,000円
（240,000円を限度とする。）
- ・ 作業着等事前準備に要する費用（準備金）
準備金に2分の1を乗じて得た額
（30,000円を限度とする）

問い合わせ先

津市農林水産部農林水産政策課

TEL：059-229-3172

FAX：059-229-3168

E-mail：229-3171@city.tsu.lg.jp

※研修が3箇月未満で終了した場合は、補助金は交付できません。